

7. 確定申告で医療費控除の適用を受ける際の申告が簡単にできます

マイナ保険証(又は保険証登録を行ってないマイナンバーカード)を用いてマイナポータルにアクセスすると、病院や薬局等に支払った医療費の情報が閲覧できます。このデータを用いて確定申告の医療費控除の申告を行うことができます。

また、生命保険料控除・地震保険料控除等、医療費以外の控除申告についても簡略化できるものがあります。(くわしくは国税庁ホームページ等をご参照ください。)

ただし、医療費控除の申告時に医療費総額から差し引くべき給付金(当健保組合から支給した付加給付等)の情報は掲載されていないので、当健保組合健康ポータルサイトすこやかサポート plus 内「医療費と給付金支給額」にて給付金支給決定通知書を確認し、必要な申告を行ってください。

医療費の情報は当健保組合健康ポータルサイトすこやかサポート plus 内「医療費と給付金支給額」でもご確認ください。

(医療費控除の申告に用いるデータも提供しております。また、医療費控除の申告時に医療費総額から差し引くべき給付金についても支給決定通知書を掲載しております。)

「医療費と給付金支給額」の基本的な操作方法等は日本アイ・ビー・エム健康保険組合 HP「よくあるご質問」内にマニュアルを掲載しておりますのでご参照ください。



(マニュアル掲載ページ QR コード→)

確定申告時に用いる医療費控除用通知のデータダウンロード等について

→「5_医療費控除用通知(e-Tax)を照会する場合」をご参照ください

給付金支給決定通知書の閲覧・印刷方法について

→「3_給付金支給決定通知書をダウンロードする場合」をご参照ください。

<データ元の情報について>

マイナポータルの医療費通知情報はレセプト(※)の情報をもとに作成されています。

当健保組合の「医療費と給付金支給額」内の情報はレセプト(※)及び当健保組合にご申請いただき支給決定を行った情報をもとに作成しています。

また、マイナポータルの医療費通知情報は医療機関から審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金・国保中央会)に提出されたレセプト(※)の情報をもとに作成されますので、どの健康保険に加入していたかを問わず掲載されます。

当健保組合の「医療費と給付金支給額」は審査支払機関に提出されたうち当健保組合に加入している方のレセプト(※)の情報をもとに作成していますので、当健保組合に加入していない期間のデータは掲載されません。

※レセプト(診療報酬明細書)

医療機関が健保組合等が負担する医療費の請求のため作成する書類で、健康保険診療の内容等が記載されています。医療機関が審査支払機関に提出し、審査を経たものが各健保組合等に届きます。

<参考：健保組合の医療費と給付金支給額・マイナポータルの医療費通知情報の主な相違点>

	健保組合の 「医療費と給付金支給額」	マイナポータルの 医療費通知情報
確認可能となる時期	診療月の3か月後の2日～5日 例：令和6年11月診療分→令和7年2月初旬より閲覧可能	診療月の翌々月11日 例：令和6年11月診療分→令和7年1月11日より閲覧可能
確定申告用の 医療費通知の情報が (XML データ) 取得可能となる時期	以下のタイミングで医療費控除用通知データ取得可能 1 月初旬→前年1月～10月診療分 2 月初旬→前年1月～11月診療分 3 月初旬→前年1月～12月診療分 例： 令和6年1月～10月診療分の医療費控除用通知 →令和7年1月初旬より取得可能 令和6年1月～11月診療分の医療費控除用通知 →令和7年2月初旬より取得可能 令和6年1月～12月診療分の医療費控除用通知 →令和7年3月初旬より取得可能	原則として2月9日よりデータ取得可能 例：令和6年1月～12月診療分の医療費通知情報 →令和7年2月9日より取得可能
確認できない情報	・健康保険適用外の費用（自由診療や差額ベッド代等） ・別の健康保険組合等に参加していた期間分の医療費等 （例えば、令和6年4月1日に当健保組合に参加した方は、令和6年1月～3月診療分の医療費は当健保組合の医療費通知情報には掲載されませんので、前に参加していた健康保険組合等の医療費通知や医療機関から発行された領収証、マイナポータルの医療費通知情報等をご利用ください。）	・健康保険適用外の費用（自由診療や差額ベッド代等） ・治療用に作成した装具の費用 ・保険証等を提示しなかった／誤った健康保険証を提示した／海外で治療を受けた等の理由でいったん医療費の全額を負担したのちに健保組合負担分について給付を受けたもの ・鍼灸あんまマッサージの費用 ・接骨院・整骨院での受療にかかる費用 ・健保組合からの給付金（医療費が高額になったために後日支給された付加給付等）
家族の 医療費通知	当健保組合に被扶養者として加入している方の医療費は被保険者ご本人が医療費照会画面から確認できます。 また、医療費控除用通知データは被保険者ご本人・被扶養者としてのご家族あわせて作成されます。	マイナポータルでは本人の医療費通知情報のみ閲覧・データ取得等ができます（原則）。 代理人登録を行うことでご家族の医療費も医療費控除の対象として申告できます。 ※詳細はマイナポータル等でご確認ください。